

売払物品仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下「当局」という。）が売払う次の物品について適用する。

1 売払物品等

	売払物品	数 量	数量明細
①	水道メータ 有姿引渡	124,508 個	「別紙 1 令和 7 年度水道メータ及び金属くず明細表」のとおり
②	金属くず 有姿引渡	170.38kg	

※ 入札に参加しようとする者は、必ず下見に参加し、当該物品を確認すること。

2 物品保管所在地及び引取場所

〒533-0024 大阪市東淀川区柴島 3 丁目 11 番 109 号
大阪市水道局工務部給水課 量水器倉庫（地図参照）

3 代金納入期限

令和 7 年 9 月 26 日（金）

4 物品引取期限

令和 7 年 10 月 27 日（月）

※ なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程（昭和 42 年大阪市水道事業管理規程第 7 号）第 46 条第 1 項を適用し、延滞違約金を徴収する。

5 物品の引取り

- （1） 落札者は契約金額を完納後、日程調整を行ったうえ、引取予定日の 3 営業日【営業日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く日（以下「営業日」という。）】前までに当局担当者（以下「担当者」とする。）に納入通知書兼領収証書の写しを提出し、当該物品を物品引取期限までに現状有姿のまま引取ること。
- （2） 当該物品の引取り日時については、当局の開門時間である営業日の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとし、担当者立ち会いのもと、その指示に従うこと。なお、営業日以外は、当該物品の引取りは行えない。
- （3） 当該物品の引取り時の搬出の際、積載超過等のないよう「道路運送車両法」「道路交通法」等の関係法令を遵守すること。
- （4） 当局が当該物品を保管するために使用している容器（パレティーナ・コンテナ等）は、売払物品に含んでいないため、当局に返却すること。返却の際には事前に担当者と日程調整を行うこと。
- （5） 水道メータのうち電子式水道メータ及び電磁式水道メータは、リチウム電池を搭載していることから、搬出、保管の際は直射日光を避け、強い衝撃を与えない等、取り扱いに注意

すること。

- (6) 当該物品の引取りに係る運搬費用等は落札者の負担とする。
- (7) 当該物品の引取りに必要な資機材についても落札者で準備しておくこと。
- (8) 当該物品の引取りの際、敷地内では安全に十分気を付け、本市の業務を妨げないこと。
また、敷地内での事故については全て落札者の責任において処理すること。
- (9) 当該物品の引取り完了後、「別紙2 売払物品受領書」を提出すること。

6 特記事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、必ず定められた下見の日時を厳守し、当該物品を熟覧のうえ応札すること。また、当該物品を勝手に持ち出さないこと。
- (2) 下見会の日時は当局の都合により変更となる場合がある。
- (3) 当該物品の下見に参加する際、必ず当局所定の入札用紙（物品買受申込書）を持参し、下見の当局立会者の確認印を受けること。確認印のない入札は無効とする。
- (4) 当該物品を処分する場合、不法投棄等はせず、関係法令を遵守し適正に処分すること。
- (5) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は必ず入札前に担当者へよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。契約締結後における契約金額の変更及び異議は一切認めない。
- (6) 落札者は大阪府金属くず営業条例（昭和 32 年 大阪府条例第 1 号）その他関係法令の規定を遵守すること。

7 事業担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 9 階
大阪市水道局総務部管財課（検査・物品出納） 担当：広井
TEL：06-6616-5465

<地図：物品保管所在地、引取場所 及び 下見場所>

〒533-0024 大阪市東淀川区柴島 3 丁目 11 番 109 号
大阪市水道局工務部給水課 量水器倉庫



令和7年度 水道メータ及び金属くず明細表

(別紙1)

① 水道メータ 124,508個

品名 形質寸法 型式			主な素材	数量内訳	数量
使用済みメータ	13mm	接線流羽根車	旧素材	9,632 個	33,806 個
			新素材	19,374 個	
			素材不明(私設メータ)	4,800 個	
	20mm	〃	旧素材	361 個	45,580 個
			新素材	43 個	
			素材不明(私設メータ)	45,176 個	
	25mm	〃	旧素材	16,999 個	39,854 個
			新素材	19,975 個	
			素材不明(私設メータ)	2,880 個	
	30mm	〃	旧素材	0 個	30 個
			新素材	0 個	
			素材不明(私設メータ)	30 個	
	40mm	たて型軸流羽根車	旧素材	2,219 個	3,919 個
			新素材	1,500 個	
			素材不明(私設メータ)	200 個	
	50mm	〃	旧素材	680 個	920 個
			新素材	220 個	
			素材不明(私設メータ)	20 個	
	65mm	〃	旧素材	0 個	3 個
			新素材	0 個	
			素材不明(私設メータ)	3 個	
	75mm	〃	旧素材	268 個	280 個
			新素材	12 個	
			素材不明(私設メータ)	0 個	
	100mm	〃	旧素材	26 個	51 個
			新素材	24 個	
			素材不明(私設メータ)	1 個	
	80mm	よこ型軸流羽根車	旧素材	0 個	1 個
			新素材	0 個	
			素材不明(私設メータ)	1 個	
	200mm	〃	旧素材	2 個	2 個
			新素材	0 個	
			素材不明(私設メータ)	0 個	
	150mm	電磁式	ステンレス製		20 個
	200mm	〃	ステンレス製		1 個
	250mm	〃	ステンレス製		3 個
	300mm	〃	ステンレス製		2 個
	計		124,472 個		

未使用メータ	20mm	接線流羽根車	旧素材	0 個	35 個
			新素材	0 個	
			私設メータ	35 個	
	25mm	〃	旧素材	0 個	1 個
			新素材	0 個	
			私設メータ	1 個	
	計		36 個		

② 金属くず 170.38kg

品名 形質寸法			主な素材	数量内訳	数量
閉栓キャップ	13mm	350 g	黄銅	62 個	21.7 kg
	25mm	500 g	〃	57 個	28.5 kg
	40mm	120 g	〃	1 個	0.12 kg
	口径不明	450 g	〃	9 個	4.05 kg
	レバー	270 g	〃	13 個	3.51 kg
	計		142 個		57.88 kg
継ぎ輪	直径約30cm×高さ約35cm	57.5 kg	ダクタイル鋳鉄	1 個	57.5 kg
双口消火栓	横約45cm×高さ約50cm	55 kg	鋳鉄(ステンレス等も含まれています)	1 個	55 kg

売払物品受領書

大阪市水道局長 様

買受人 住所
氏名

貴局と契約しました下記の売払物品につきまして、確かに引渡しを受けましたのでお届けします。

記

- | | | | |
|---|------------------|-----------------|-----------------------|
| 1 | 契約番号 | 売払契約 第 | 号 |
| 2 | 物 品 名 | 水道メータ 124,508 個 | 及び 金属くず 170.38kg 有姿引渡 |
| 3 | 契 約 日 | 令和7年 | 月 日 |
| 4 | 引取期限 | 令和7年10月27日 | |
| 5 | 引 渡 日 | 令和7年 | 月 日 |
| 6 | 契約金額 | 金 | 円 |
| | (うち消費税及び地方消費税相当額 | | 金 円) |

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第3条 受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第4条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第5条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第6条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること